

第44号議案

島根県工業用水道料金徴収条例の一部を改正する条例

島根県工業用水道料金徴収条例（昭和43年島根県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条中「別表の規定」を「別表に掲げる単価」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基本使用水量 企業管理規程の定めるところにより知事が承認した1日当たりの使用水量をいう。
- (2) 特定使用水量 基本使用水量を超えて使用する1日当たりの水量で、企業管理規程の定めるところにより知事が承認したものをいう。
- (3) 超過使用水量 基本使用水量又は特定使用水量を超えて使用した場合において企業管理規程の定めるところにより算定した水量をいう。
- (4) 原水 江の川工業用水道における浄水処理を行わない工業用水をいう。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

名 称	区 分	単 価
飯梨川工業用水道	基本料金	基本使用水量 1 立方メートル当たり17円50銭
	特定料金	特定使用水量 1 立方メートル当たり17円50銭

	超過料金		超過使用水量 1 立方メートル当たり35円
江の川工業用 水道	基本 料金	400 立方メートル以下の水量	基本使用水量 1 立方メートル当たり45円（原水については、9円）
		400 立方メートルを超える水量	基本使用水量 1 立方メートル当たり20円（原水については、9円）
	特定 料金	400 立方メートル以下の水量	特定使用水量 1 立方メートル当たり45円（原水については、9円）
		400 立方メートルを超える水量	特定使用水量 1 立方メートル当たり20円（原水については、9円）
	超過 料金	400 立方メートル以下の水量	超過使用水量 1 立方メートル当たり90円（原水については、18円）
		400 立方メートルを超える水量	超過使用水量 1 立方メートル当たり40円（原水については、18円）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。